

静岡広域都市計画地区計画の決定（清水市決定）

都市計画草薙駅前地区計画を次のように決定する。

(1)

名 称	草薙駅前地区計画	
位 置	清水市草薙一丁目、草薙三丁目、中之郷一丁目及び中之郷二丁目の各一部	
面 積	約 8.4 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区はJR草薙駅を中心とした近隣型の商業・業務地であり、静岡地区画整理事業の施行により道路、公園等の公共施設の整備が行われ、また、駅に至近距離という地理的条件に恵まれているなど、土地の高度利用と商業施設の充実を推進する区域である。このため地区計画の策定により、商業・業務地として適正な誘導と利便性の向上を図り、良好な商業地環境をさらに充実させることを目標とする。
	土地利用の方針	(1) 草薙駅前A地区については、本地区の中心地に位置することから商業・業務施設の集積に努め、良好な商業地環境を創出するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を推進する。 (2) 草薙駅前B地区については、商業地として商業・業務機能の充実を図るとともに、都市型住宅等により、土地の高度利用を推進し、住機能の共存を図る。 (3) 草薙駅前C地区については、幹線道路に面することから、沿道サービス型の商業施設の集積を促進するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を推進する。
	地区施設の整備方針	土地画整理事業により整備された都市施設の維持・保全に努めるとともに、安全、快適な歩行者空間を創造していく。
	建築物等の整備方針	(1) 地区区分に応じて建築物の用途を制限し、用途の混在化による環境悪化を防止する。 (2) 建築物等の形態、意匠の制限を定め、街の美観を誘導する。 (3) 建築物の1階部分の用途を定め、商業地としての土地利用を図る。

地 区 整 備 計 画	地区の区分	地区の名称	駅前A地区	駅前B地区	駅前C地区	
		地区の面積	約 2.9ha	約 2.1ha	約 3.4ha	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。				
		(1) 1階部分を住宅（共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するものを含む。）に供するもの。但し、他の用途の建築物に兼ねる住宅、上階の住宅の出入口又は階段に供する部分、既に現存する住宅は除く。		(1) 倉庫。但し、用途上不可分の関係にある倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）はこの限りではない。		(1) 倉庫。但し、用途上不可分の関係にある倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）はこの限りではない。
		(2) 倉庫。但し、用途上不可分の関係にある倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）はこの限りではない。		(2) 工場。（建築基準法別表第2(ト)項第2号及び第3号に該当するもの。但し、150平方メートル以内の自動車修理工場も含む。）		(2) 工場。（建築基準法別表第2(ト)項第2号に該当するもの。）
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色の色彩を避け、周囲と調和がとれた落ち着いた落ち着きのある色調とする。			
	看板・広告物・広告塔の制限	表示面積の限度	建築物の壁面に表示するもの	壁面の5分の1以内で合計面積が15平方メートル以内とする。		
			壁面表示以外のもの	1つの施設当たりの合計面積は5平方メートル以内とする。		
		設置位置の制限		建築物の壁面から突き出す場合の出幅は、1.5メートル以内とする。		
		色彩の制限		(1) 地色は赤色・黄色・黒色以外とし、色彩はなるべく地色を含み4色以内とする。 蛍光塗料、金銀色、赤色塗料の使用はアクセントとして最小限度にとどめる。 (2) 電飾設備を有するものは昼間でも美観を損なわないものとし点滅速度は努めて緩やかなものとする。		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

